平成２８年（フ）第４２９１号
大阪府八尾市東太子１丁目９番５号　オレンジハウス107号、前住所大阪府八尾市春日町４丁目５番26号
債務者　藤川　高美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０３号
大阪市住吉区庭井１丁目５番８号ベースワン101号
債務者　上野　真弓
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３３１号
大阪府茨木市玉櫛２丁目８番109号
債務者　池上　　隆
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３３２号
大阪府八尾市安中町７丁目３番10号
債務者　中岡　重勝
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１号
和歌山県田辺市高雄２丁目６番22号
債務者　稲田　博満
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第７４２２号
東京都大田区西糀谷３丁目14－７
債務者　鈴木　　透
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４２６号
東京都練馬区豊玉中２丁目10―10―312
債務者　山元　幸一
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４２７号
東京都豊島区長崎４丁目11－３
債務者　加藤ゆかり（旧姓名児耶）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４３４号
東京都調布市多摩川７丁目34―10―201
債務者　高畑　道代
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４３７号
東京都狛江市和泉本町４丁目７―35―203
債務者　友野　舞耶
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４３８号
千葉県松戸市高塚新田177―65
債務者　清野　恭平（旧姓寺野）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４４２号
東京都墨田区太平３丁目９－４―601
債務者　田名邊君夫
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９２４号
大阪市旭区中宮５丁目６番25号、前住所大阪市旭区中宮５丁目８番16号
債務者　定谷由紀子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０２８号
大阪府東大阪市布市町１丁目５番27号
債務者　楠本　誠治
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１５４号
大阪府枚方市三栗２丁目18番10―202号、前住所大阪府枚方市養父丘１丁目８番14―23号
債務者　森下　浩次
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２３９号
大阪市城東区諏訪４丁目10番20号　中野ハイツ103
債務者　井上春美こと　高　　春美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部